

○西郷村スポーツ競技激励金交付要綱

令和7年4月1日

西郷村告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、大会に出場する者又は団体に対し、スポーツ競技激励金（以下「激励金」という。）を贈り、その出場を激励するとともに、スポーツの振興を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 激励金の対象とする者（以下「対象者」という）は、村内に住所を有する個人又は団体とする。ただし、本村出身者（村立小中学校を卒業した者又は村内に在住し村外小中学校を卒業した者）であり、家族（2親等以内の親族で村内在住時同居していた者）が村内に在住しており、かつ、福島県に選手登録している個人については、村外在住者であっても対象とする。また、他市町村の団体に所属している場合、個人が対象であれば個人競技として取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が他市町村の団体に所属し、かつ、当該団体から団体競技に6人以上の対象者が出場する場合は、個人競技ではなく、団体競技として取り扱う。

3 第1項で規定する対象者は、当該大会の要項に基づく登録選手のみとし、監督・コーチ・マネージャーは含まない。

4 対象とする大会は、別表1に掲げる大会とする。ただし、予選会を経て県の代表として出場するもの又は推薦を受けて出場するものに限る。

5 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認める大会については、激励金を交付することができる。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは激励金を交付しない。

(1) 高校生以上の東北大会及び同等と認められる大会に出場するとき。

(2) 予選大会を経ず親善又は交歓を目的とした大会に出場するとき。

(3) 西郷村小中学校各種大会の出場に伴う補助金交付要綱（令和6年西郷村告示第115号）に基づく補助金を受けるとき。

(4) 対象者及び団体が、他市町村、教育委員会又は各種協会等で規定する激励金及び補助金等の交付を受けるとき。

(5) 激励金交付申請書の提出前に当該大会に出場したとき。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額は、別表2のとおりとする。

2 1つの大会で交付する激励金の額は、個人又は団体が参加する種目の数にかかわらず、前項の基準の額とする。

3 第2条第5項に規定する村長が特に必要と認める大会については、別表2に定める額の2分の1の額を交付する。

4 前3項の規定にかかわらず、同一年度内において、対象者1人に対する個人競技として交付した激励金の額が合計で20万円を超えた場合は、以降当該年度中の個人競技の大会について、激励金を交付しない。ただし、国際大会及び団体競技を除く。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 大会要項又はこれに準ずるもの

(2) 予選会の大会要項及び成績表又はこれに準ずるもの

(3) 予選会の成績が確認できる書類又は推薦を受けたことが確認できる書類

(4) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の申請は大会開催の前日までに行わなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前条第4項で規定する上限額を超えての交付申請は、これを受理しない。

4 第2条第2項の規定により激励金の交付を受けようとする場合は、対象者のうちの代表者が申請するものとする。

5 前項の規定により代表者が申請する場合は、申請者に対し、全ての対象者の委任状を提出しなければならない。

6 対象者が未成年者の場合、その親権者を申請者に代えることができる。

(激励金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(激励金の請求及び支出)

第7条 激励金の交付決定を受けた者が、激励金の請求をしようとするときは、激励金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により激励金交付請求書を提出するときは、申請者と口座名義人が同一でなければならない。ただし、申請者から委任状の提出があった場合は、この限りでない。

3 激励金の支出は、激励金の交付決定の通知を受けた者の請求により行うものとし、次条に定める実績報告書の提出後に交付する。

(実績報告)

第8条 激励金の交付決定を受けた者は、第2条に規定する大会の終了後30日以内に実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 大会等に出場したことを証明するもの
- (2) その他村長が必要と認めるもの

(激励金の交付決定の取消し等)

第9条 村長は、激励金の交付決定通知又は激励金の交付を受けた者が、次に掲げる事項に該当する場合には、激励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した激励金の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正な行為により激励金の交付を受けたとき。
- (2) 激励金の交付対象大会が中止、又は参加しなかったとき。
- (3) その他村長が激励金を交付することを不相当と認めたとき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由を証明する書類等の提出があった場合は、別表2で規定する額の全額又は2分の1の額を交付する。

- (1) 自然災害等により、大会が中止となったとき。
- (2) 大会主催者の都合等により、大会が中止となったとき。
- (3) 疾病、傷病を除く事件事故又は特段の理由により、大会に出場できなかったとき。
- (4) その他、村長が交付することを適当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

大会区分	大会基準
国内大会（東北大会及び同等と認められる大会・全国大会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省が主催又は共催する大会</li> <li>・ 都道府県が主催又は共催する大会</li> <li>・ 市町村が主催又は共催する大会</li> <li>・ (公財) 日本スポーツ協会が主催又は共催する大会</li> <li>・ (公財) 日本スポーツ協会に加盟する団体が主催又は共催する大会</li> <li>・ (公財) 日本高等学校野球連盟が主催又は共催する大会</li> </ul>
国際大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際オリンピック委員会及び国内オリンピック委員会が主催するオリンピック競技大会</li> <li>・ 国際パラリンピック委員会が主催するパラリンピック競技大会</li> <li>・ 国際ろう者スポーツ委員会が主催するデフリンピック競技大会</li> <li>・ (公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本パラスポーツ協会及び(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会に加盟する団体から日本代表選手として出場する、世界選手権大会、アジア大会又はこれに準ずる大会</li> </ul>

別表 2 (第 4 条関係)

大会区分		スポーツ競技激励金の額 (円)		備考
国内大会	東北大会及び同等と認められる大会	個人競技 10,000円	団体競技 50,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人競技は 1 人につき、団体競技は 1 チームにつき左記の額を支給する。</li> <li>・ 団体競技において複数チームが出場する場合は、それぞれのチームを単位とする。</li> </ul>
	全国大会	個人競技 30,000円	団体競技 150,000円	
国際大会	オリンピック パラリンピック デフリンピック	1 人につき 200,000円		
	その他の国際大会	1 人につき 100,000円		

様式（省略）